

税制調査会

2007 年 10 月 26 日

「個人所得課税に関する現状と課題」(第 2 回)

— 個人所得課税・各論を中心に(国税・地方税) —

水野 忠恒

I 基本的視点 — 課税ベースと税率構造のありかた

- ① 個人所得課税には、様々な人的控除、所得控除(医療費控除、生命保険料控除等)、非課税措置が存在する。
 - これらの整理合理化をどのように議論するか。
 - ・ 個人の担税力の減殺という根拠で正当化するか
 - ・ 家族の課税単位という観点から、人的控除を再検討するか
- ② 格差がいわれるなかで、個人所得課税の所得再分配機能をどう考えるか
- ③ 所得税の負担を議論するために、消費税の問題を抜きにできないのではないか。

II 世帯構成と税負担のありかた

(1) 課税単位 わが国は、個人単位主義を採ってきた。

- ① 配偶者の社会進出・男女共同参画社会という論点
- ② 婚姻に対する中立性
- ③ 最近では、少子化対策も論点(ex. フランスの家族単位課税)
- ④ 世帯間の公平 cf.二分二乗制度は高額所得者に有利

(2) 配偶者の位置づけ(配偶者控除、配偶者特別控除)

- ・ 配偶者の内助の功という考え方
- ・ 配偶者の存在は、納税者本人の担税力を減殺するという考え方
- 最低生活費の保障は必要、他方で、規模の利益もある。
- ・ 配偶者の社会進出を損ねないか

Ex. 103 万円というパート収入の限界

- ・ 他方で、配偶者控除と基礎控除という二重控除の存在

(3) 扶養親族の位置づけ

- ・ 最低生活費の保障、教育費控除(特定扶養親族)の論点
- ・ 扶養親族の要件として年齢制限は不要か
- ・ 他方で、少子化対策の論点もかわる。
- ・ 家族構成など、個々の家族的事情を、様々な人的控除で考慮するか。生計を一にする世帯ごとに一本化するか。

(4) 給付つき税額控除・負の所得税 様々の目的に利用できるという考え方がある。

- ・ ①子育て支援、②就労促進、③生活保護、さらには④消費税の戻し税等の目的がある。

- ・①課税最低限未満で税を負担しないものに対する公的給付の必要性や緊急性、②既存の社会保障給付との関係をどう整理するか、③所得以外の資産保有などを考慮する必要性、④給付の財源をどこに求めるか、さらに⑤給付の具体的手段・執行体制をどう考えるかといった点の問題がある。

Ⅲ 所得の種類と税負担のありかた

(1) 不動産所得

- ・事業所得と区別する必要性弱いが、不動産投資信託(Reit)の収益の分配や、航空機リースを利用した損益通算など、新しい問題が生じている。

(2) 事業所得

- ① 給与との区別、雑所得との区別は、永い間の論点である。
- ② 記帳義務について、電子化の進展とともに、再検討する価値はないか。
不誠実な納税義務者に対する行政コストを考えるならば、概算経費の規定を設けることは考えられるか。

(3) 給与所得

- ① 給与所得控除の性格は、必要経費の概算控除、他の所得との調整もある。
- ② 給与所得にかかる必要経費の判定の難しさがある。
- ③ 就労形態の変化に応じて、SOHO やサテライト・オフィスなどについては、指揮命令形態が変化するとともに、必要経費の実態も変化しつつあると思われる。
- ④ 給与所得控除を超える支出に対応するために創設された特定支出控除を拡大するか。電子申告の普及にともない、必要経費が適切に反映されるような柔軟な仕組みは可能か。
- ⑤ スtock・オプション、業績連動給与等のインセンティブ報酬は、今後、多様化して用いられるのではないか。

(4) 退職所得

- ・退職所得は、勤務期間中の給与の後払いと退職後の生活保障の性格を有するとされる。一時的に支給されることから、累進性を緩和して、特別な負担軽減措置が設けられている。①二分の一課税、②20 年を区切りとして、退職所得控除により税負担を軽減している。



- ・多年の支給分を一時に課税するには、平準化が必要という考え方もある。
- ・近年、終身雇用制度が変化し、退職金の支給形態も多様化する中で、退職所得の課税をどうするか。
- ・年俸制を背景に、高額かつ高負担の給与所得者の給与の受け取りを繰延べて、

税負担の軽減される退職時に受けることにする契約も考えられる。

- ・他方で、退職所得が高額になることを予想して、前倒しに給与に含める傾向もあるとされる。

(5) 年金所得

- ・年金制度は、長期間の生活設計である。そこで、①掛け金時、②運用時、③給付時の課税をどうするかという問題がある。
- ・年金所得は、現在は雑所得に分類されるが、今後、別の所得類型とすることも考えられる。